



保険セクターの国際的な  
規制の動向

(Vol. 3, 2020年9月～10月)



**MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS**  
*since 1845*

## 保険セクターの国際的な規制の動向（2020年9月～10月）

### 内容

A: 香港 IA、保険リンク証券にかかる新規則の市中協議を開始（9月4日）	3
B: NY州当局、保険会社に気候変動リスクへの対応を要請（9月22日）	3
C: 英 FCA、損害保険の価格設定の慣行にかかる懸念と対応案を公表（9月22日）	4
D: EIOPA、再保険の利用にかかる監督ステートメントの市中協議を開始（9月29日）	5
E: ニュージーランド準備銀行、ソルベンシー規制の見直しを開始（9月29日）	5
F: 欧州監督当局、環境と社会的な金融商品のテンプレートに関する調査を開始（9月29日）	6
G: 豪 APRA、個人向け就業不能保険の持続可能性の向上に向けた取組みを再開（9月30日）	7
H: 英 FCA、Brexit の移行期間の終了時に適用される規則を公表（10月1日）	7
I: 米 NAIC、生命保険会社に対する ESG サービスの提供者を選定（10月1日）	8
J: EIOPA、内部モデルにおける分散効果に関する比較調査を開始（10月2日）	8
K: EIOPA、ORSA における気候変動シナリオの利用の監督に関する市中協議を開始（10月5日）	8
L: 豪 APRA、新たな監督モデルを公開（10月6日）	9
M: 星 MAS、保険募集において障がい者への差別を禁止するガイドラインを策定中（10月6日）	10
N: EIOPA、保険商品の管理とガバナンスの監督アプローチを明確化（10月8日）	11
O: EIOPA、ICT セキュリティとガバナンスに関するガイドラインを最終化（10月12日）	11
P: 豪 APRA、自国の監督基準を国際的な枠組みに整合させることを表明（10月12日）	12
Q: 仏 ACPR、保険会社のガバナンスに関するレポートを公表（10月12日）	12
R: IAIS と SIF、気候関連リスクの監督に関するアプリケーション・ペーパー案を公表（10月13日）	13

## A: 香港 IA、保険リンク証券にかかる新規則の市中協議を開始（9月4日）

- 香港保険監督局（IA）は、10月16日を期限として、保険リンク証券（Insurance-Linked Securities: ILS）の発行にかかる新たな規則「Insurance (Special Purpose Business) Rules」に関する市中協議を開始。ILSは、保険の証券化を通じて発行される証券と定義され、一般的な個人投資家に適した金融商品であるとは考えられていない。
- 粵港澳大湾区（Guangdong-Hong Kong-Macau Greater Bay Area）の発展が進む中、IAは、香港をILS発行の拠点として促進することをコミットしている。2020年7月に改正保険命令（Insurance Ordinance）が施行され、特別目的保険会社（Special Purpose Insurer: SPI）を通じたILSの発行が可能となった。また、同改正により、ILSの販売に関する規則を策定する権限がIAに与えられた。同改正保険命令の概要は以下のとおり。
  - ILSを発行するSPIとして認可を受けるためには、①SPIの出再者に対するすべての負債が資産によって完全に裏付けられていること、②特別目的事業の管理者と少なくとも2人の取締役を任命し、いずれの者もIAの適格性要件を満たすこと、③特別目的事業のみを営むこと、④ILSの販売に関する要件を含む関連する要件を遵守すること、等の要件を満たさなければならない。
  - ILSの販売については、①ILSの販売は適格投資家に限定されること、②機関投資家が個人投資家向けにILSをリパッケージすることを禁止すること、などが規定されている。
- IAが公表した規則案は、①適格投資家を定義すること、②最低投資額を規定すること、③罰則を規定すること、の3つを目的としている。それぞれの概要は以下のとおり。
  - 適格投資家の範囲：①銀行あるいは認可金融機関、②保険会社、③投資サービスの提供を業とする法人、④政府、中央銀行、国際機関、⑤取引所、⑥集団投資スキーム（香港証券先物委員会（SFC）によって認可されたリテール・ファンド、強制退職年金基金（MPFファンド）、MPFファンドが投資可能な認可を受けたプール型投資ファンド、退職年金基金を除く。）
  - 最低投資額：100万米ドル相当
  - 罰則：罰金もしくは懲役

**インプリケーション：**今回の法改正によりSPIを通じたILSの発行が可能となったことで、ILSの発行が進むことが想定される。他方で、販売の対象が適格投資家に限定され、リパッケージなどを通じた個人投資家への販売は厳しく制限されているほか、最低投資額も高額に設定されており、ILSの流動性は低く抑えられるものと思われる。将来的に、ILSへの投資を増加させる場合には、そうしたILSの性質から、ILS投資にかかるリスク・アパタイトは詳細に設定される必要があるものと思料される。

（出所）IA ‘Insurance Authority consults on the proposed Insurance (Special Purpose Business) Rules’

## B: NY州当局、保険会社に気候変動リスクへの対応を要請（9月22日）

- ニューヨーク州金融サービス局（Department of Financial Services: DFS）のLacewell長官は、気候変動によるファイナンス・リスクに対応するためのコミットメントを強化することを宣言。その概要は以下のとおり。
  - DFSは、ニューヨークのすべての保険会社が、気候変動によるファイナンス・リスクの検討を、ガバナンス枠組み、リスク管理プロセス、事業戦略に組み込むことを期待する。例えば、保険会社は、気候変動によるファイナンス・リスクを評価し、管理することについて責任を負う取締役もしくはその委員会、および、シニア・マネジメント機能を特定すべきである。ERM機能やORSAプロセスは、気候変動を、合理的に予測可能で関連する重要なリスクとして取り扱

うべきであり、また、気候変動が投資や流動性、オペレーション、風評、戦略、保険引受けなどのリスクにどのような影響を与えるかを検討すべきである。加えて、保険会社は、気候関連の財務情報の開示に対するアプローチの開発を開始するとともに、TCFDの枠組み等のイニシアチブに関与することを検討すべきである。

- DFSは、気候変動によるファイナンス・リスクに関する保険会社のアプローチや活動に関する質問項目を、2021年に開始する検査のプロセスに組み込むこととする。
- DFSとニューヨーク州エネルギー調査開発機構（New York State Energy Research and Development Authority: NYSERDA）は、MoUを締結し、気候変動の影響に対応し、同州の気候目標の実現をサポートし、ニューヨークのコミュニティの気候レジリエンスを高めるために金融セクターを活用するよう協働する。DFSとNYSERDAは、技術的な支援や規制上のガイダンスを提供するとともに、市場アクセスを容易にすることで、主要な低炭素技術の開発と利用が進むよう、革新的な保険や金融商品の開発が促進されることを企図している。

**インプリケーション：保険会社の事業戦略やガバナンス、リスク管理において気候関連のリスクや機会を考慮することは、世界的な流れとなってきた。ニューヨーク州は、米国内でも特に気候変動にかかる取組みに対する意識が高い州の一つであり、特に、保険会社の気候変動にかかる取組みを2021年の検査において検証することを示したことは注目に値する。**

（出所） NYDFS ‘During New York Climate Week, DFS Superintendent Linda A. Lacewell Announces Actions Bolstering DFS’s Commitment To Addressing Climate-related Financial Risks’

## C: 英 FCA、損害保険の価格設定の慣行にかかる懸念と対応案を公表（9月22日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、住宅および自動車保険の保険料の設定にかかる市場調査の最終報告を公表。市場が顧客にとってうまく機能していないとの懸念を示し、改善策を提言。
  - FCAは、住宅または自動車保険の契約を更新する際の保険料が、同一販売チャネルの同種の新契約の保険料よりも高くないよう提案。これにより、保険会社は新契約の保険料を自由に設定できるが、‘price walking’と呼ばれる長期にわたって契約者の更新後の保険料を徐々に上げていくことは禁止される。ただし、契約者のリスクが変化する場合はこの限りではないものとしている。
  - FCAは、競争を促進し、全ての保険契約者に公正な価値を提供するためのその他の施策についても意見を求めている。
    - ・ 商品開発および販売において長期に渡って顧客への公正な価値を提供することを求める商品ガバナンス規制（商品開発にかかる新規制は、すべての損保商品（既契約を含む。）に適用。）
    - ・ 規則が遵守されていることが確認できるデータのFCAへの提出
    - ・ 損害保険商品の自動更新の停止要件の簡素化（自動更新契約のキャンセルが容易にできるようにすることが目的。）
  - 企業は2021年1月25日までに提案に対する所見を求められており、その後に政策声明および新しい規制を来年発表することを予定。
  - 他にも、FCAは、全ての損害保険商品にわたるクレームの頻度、承諾率、平均額、および苦情件数の価値測定データの公表に関するルールを発表。このデータは保険商品のパフォーマンスを表す重要な指標を提供するものである。このデータを企業、メディア、消費者団体が利用できるようにすることで市場により結果がもたらされ得る。

**インプリケーション：英国で活動する保険会社の保険料の設定方法および顧客獲得戦略に影響を及ぼすことが考えられる。**

顧客に良い結果をもたらすであろう商品ガバナンス規制やデータの収集などの新たな規制は、日本にとって参考になるものとなる可能性もある。

(出所) FCA 'FCA sets out proposals to tackle concerns about general insurance pricing'

#### D: EIOPA、再保険の利用にかかる監督ステートメントの市中協議を開始 (9月29日)

■ 欧州保険・年金監督当局 (EIOPA) は、11月24日を期限として、保険会社によるリスク緩和策の利用にかかる監督ステートメントの市中協議を開始。同ステートメントの目的は、ソルベンシーIIにおけるリスク緩和策の利用の評価にかかる監督上のコンバージェンスを促進すること。なお、EIOPAは、同市中協議期間中に、グループ内再保険にかかる潜在的なインシユについても検討する予定。同ステートメントの主な内容は以下のとおり。

- バランスのとれたアプローチ：保険会社は、SCRを計算する際には、SCRの削減あるいは適格資本の増加がリスク移転の程度と整合的であること、また、そのプロセスにおいて得られる新たなリスクがSCRの中で適切に取り扱われることを確保しなければならない。アクチュアリー機能は、再保険スキームの適切性に関する意見表明の一環として、そのようなバランスを評価し、意見を表明し、文書化しなければならない。その内容は、アクチュアリー機能による年次報告に含まれるべきである。
- リスク管理：保険会社は、再保険によって移転されるリスクを、全体的な視点から分析し、評価しなければならない。これには、再保険取引の前後の保険会社のリスク・プロファイルの分析を含む。その際、保険引受けリスクやカウンターパーティ・デフォルト・リスク、ベシス・リスクや集中リスクに特に留意する必要がある。また、この分析は、ORSAのプロセスに統合されるべきである。さらに、保険会社は、再保険や関連する取引の技術的な詳細（契約、附則、サイド・レターなどを含む。）を監督当局に対して明らかにするとともに、再保険方針とリスク管理方針の関係を監督当局に説明すべきである。

インプリケーション：再保険スキームが年々複雑なものとなる中、再保険によるリスク移転の適切性を判断することも困難になってきている。保険会社の財務の健全性が適切に評価され、それが保険契約者の保護につながるよう、再保険を含むリスク軽減のための取引については、十分な透明性と説明責任が確保されるべきものであると思料される。そうした観点から、本監督ステートメントが果たす役割は非常に大きいものと考えられる。

(出所) EIOPA 'EIOPA launches consultation on Supervisory Statement on the use of risk mitigation techniques by insurance and reinsurance undertakings'

#### E: ニュージーランド準備銀行、ソルベンシー規制の見直しを開始 (9月29日)

- ニュージーランド準備銀行は、Covid-19を受けて中断していた保険健全性監督法 (Insurance Prudential Supervision Act: IPSA) の見直しを再開するとともに、保険会社のソルベンシー規制の見直しを開始。
- IPSAのレビューの目的は、IPSAが保険セクターの健全性および効率性を促進するコスト効率な監督制度を提供しているかどうかという観点からIPSAの効果を評価すること、また、IPSAが国際的なガイダンスや他の国内法と整合的であるかどうかを評価し、さらなる整合性の確保の必要性を検討すること、の2つ。
- 今後、①IPSAによる規制の対象となる保険会社および商品の範囲、②ニュージーランドで営業する外国保険会社の監督のあり方、③保険契約に対応する資産・負債の管理 (statutory fund) のデザイン、④ソルベンシー規制などについて検討していく。①および②については2020年第4四半期、③および④については2021年前半に市中協議を行う予定。その他、ガバナンス、保険計理人、ディスクロージャーについては2021年後半、監督プロセスについては2022年前半、規制ツールや危機対応については2022年後半に、それぞれ市中協議を行う予定。

- ソルベンシー規制の見直しは、2つのフェーズに分かれる。第1フェーズでは、IFRS 17への対応を含む、ソルベンシー枠組みの見直しを、第2フェーズでは基準の個々の部分の検討を行う。見直しに際して掲げられた主な原則は以下のとおり。
  - 国際的な比較可能性、特に、オーストラリアのLAGIC（Life and General Insurance Capital Standards）、欧州のソルベンシーII、IAISのICSおよびICPsとの比較可能性に配慮する。
  - 形式よりも実質を重視するアプローチを採り、自国の状況に合うように規制を設計する。このことは、国際的な比較可能性よりも優先する。
  - ニュージーランドの保険会社の資本要件は、準備銀行の規制アプローチを反映し、国際的なピアのそれと比較して保守的なものであるべきである。
  - ソルベンシー枠組みは、不要な複雑性やコンプライアンス・コストを管理し、最小限にするために、実用的なものであるべきである。
- なお、新たなソルベンシー基準の最終化は2023年末に予定されている。

**インプリケーション：**ソルベンシー規制のグローバルなハーモナイゼーションが進展していることが伺える。「形式よりも実質を重視」、「自国の状況に沿った制度設計」という原則を打ち出していることは注目に値する。これらの点は、規制の実施の局面において非常に重要であると考えられる。

（出所） Reserve Bank of New Zealand ‘Reserve Bank relaunches Insurance Act review’

## F: 欧州監督当局、環境と社会的な金融商品のテンプレートに関する調査を開始（9月29日）

- 欧州監督当局（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）および欧州証券市場監督局（ESMA）で構成される。）は、10月16日を期限として、サステナブル金融開示規則（SFDR）に基づき、契約前および定期的に開示される情報の表示にかかる意見募集を開始。ESAsは、環境や社会性の特徴を宣伝する、あるいは、サステナブルな目的を持つ金融商品のための情報開示を標準化することを提案しており、強制的なテンプレートを利用することにより、異なる国における異なる金融商品の比較が容易になる。
- ESAsは、特に、2020年4月から9月にかけて行われた「ESG開示に関するESAs共同市中協議文書」の中で示された例示（mock-ups）に対するコメントを求めている。なお、同市中協議文書は、サステナブル関連の開示の内容、メソドロジーおよび表示にかかる技術的な基準（RTS）に関するもの。
- 同テンプレートは、現在行われている消費者テスト（consumer testing exercise）の結果とサステナブル金融開示規則（SFDR）にかかる技術的な基準（Regulatory Technical Standards: RTS）案に関するESAsの最終報告を踏まえて最終化される。その後、AIFMs（オルタナティブ投資ファンド・マネージャー）、UCITS（譲渡可能証券の集団投資事業）運用会社、保険会社、IORPs（職域年金基金）やPEPP（汎欧州個人年金）提供者に対する開示規制に取り込まれることとなる。

**インプリケーション：**このような動きは、例えば、金融庁の2020事務年度金融行政方針における柱の一つである「利用者目線に立った金融サービス」の提供と目的を一にするものであると考えられる。日本においても「サステナブル」な金融商品が普及することが想定されることから、そうした商品にかかる情報開示の規制が整備されることが期待される。

（出所） EIOPA ‘ESAs launch survey on environmental and/or social financial product templates’

## G: 豪 APRA、個人向け就業不能保険の持続可能性の向上に向けた取組みを再開（9月30日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、個人向け就業不能保険（Individual Disability Income Insurance: IDII）が出し続けている巨額の損失を食い止めるため、Covid-19を受けて延期していた取組みを再開する。APRAは、2019年12月、生命保険会社に対してレターを発出し、IDIIの設計やプライシングの欠陥に対応するよう求めるとともに、追加資本を課すことを宣言した。それ以降、保険会社は、IDIIの販売によりさらに14億豪ドルの損失を被っていることから、APRAは、至急対応しなければIDIIの持続可能性に深刻な脅威となると判断した。
- APRAは、今般新たなレターを発出し、その中で、2020年10月以降、IDIIの持続可能性にかかる懸念に対応するための十分かつタイムリーな措置を講じているとAPRAが認識するまで、アップフロントの資本ペナルティが課されることを示した。また、①IDIIの保険金の額が保険契約者の保険金請求時の収入に基づかない、例えば、一定額の保険金の支払いを保証する商品の販売を止めること、②5年以上の定期のIDIIの販売を止めること、③長期の保障期間にかかるリスクを管理するための効果的な態勢を整備すること、④IDII以外の商品についても上記のような事項を勘案すること、などを求めている。

**インプリケーション：**相互に直接的な関係はないと考えられるものの、このタイミングで、オーストラリア（本記事）、英国（記事C）や欧州（記事N）など、複数の国・地域において、保険商品の開発やプライシングにかかる課題が表面化していることは非常に興味深い。保険商品の事前の認可を要する日本と比較することは必ずしも適当ではないと思われるものの、こうした諸外国の動きは、日本にも何らかの影響を及ぼす可能性もあると思料される。

（出所）APRA ‘APRA resumes work to enhance sustainability of individual disability income insurance’

## H: 英 FCA、Brexit の移行期間の終了時に適用される規則を公表（10月1日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、FCA Handbookの最新版を公表し、Brexitの移行期間終了と同時に適用される規則を示した。その中で、Temporary Transitional Power（TTP）をどのように使用するかについても述べている。
  - TTPは、FCAに移行期間の終了後にいつどのように規則の変更を適用するのかの柔軟性を与え、金融機関が新しい体制へ移行出来るようにするもの。TTPが適用される場合、金融機関は、限定された期間の間、既存の規制に従うことが出来る。
  - FCAは移行期間の終わりから2022年3月31日までの幅広い範囲でTTPを適用する予定。これは、金融機関は一般的にオンショアリングによってもたらされる英国の規制への変更に対応するために今すぐに準備をする必要はないことを意味している。
  - 自身の権限と一致しない分野など、FCAがTTPを許可することが適切でない分野がある。FCAは、MiFID IIの取引報告やEMIR（欧州市場インフラ規制）に基づく報告など一部の主要な分野については、金融機関が2020年12月31日に適用される変更された規制を遵守する準備を行うことを期待している。

**インプリケーション：**TTPは、英国の金融機関がその国内規制に適応するための猶予を与えるものの、FCAの権限が及ばない分野についてはその限りではない。その意味において、Brexitの移行期間の終了に向けて準備を進めていくことが肝要であると考えられる。

（出所）FCA ‘FCA publishes rules that will apply at the end of the transition period’

## I: 米 NAIC、生命保険会社に対する ESG サービスの提供者を選定（10月1日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、2020年3月、生保および年金の責任準備金と資本の計算に利用する金利と株価のシナリオを組成する経済シナリオ・ジェネレーター（Economic Scenario Generator: ESG）にかかるサービスを提供するベンダーを募集。それに対して6社から提案があり、今般、NAICはConning社を選定した。NAICは、今後、おもに生保アクチュアリー・タスクフォースにおいて、ESGの規制目的のための導入に向け議論を行っていく予定。

**インプリケーション：**本件は米国における原則主義の責任準備金規制に関するもので、今後、同規制の議論がさらに進展するものと考えられる。

（出所）NAIC ‘NAIC Selects Conning to Provide Economic Scenario Generator Services for the U.S. Life Insurance Industry’

## J: EIOPA、内部モデルにおける分散効果に関する比較調査を開始（10月2日）

- 欧州保険・年金監督当局（EIOPA）は、内部モデルにおける分散効果に関する欧州域内全体の比較調査を開始。その目的は、①市場における現在のアプローチの概要を把握し、可能であれば、分散の水準を分析、比較すること、②モデル依存、集計、得られる分散効果にかかる理解を深めること、③内部モデルの分散の監督の質とコンバージェンスを高めること、の3つ。
- 分散効果は、相関の水準、テール依存、リスク・ファクターの数、基礎となる分布の形、依存構造など多くの要素に依存する。本調査は、①2020年10月に開始する、市場、信用、生保、損保、健康、オペレーションのそれぞれのリスク間のトップ・レベルでのリスク依存にフォーカスするフェーズ1、②2021年の第2四半期に行うより低いレベルでのリスク間依存の分析を行うフェーズ2、の2つに分けて行われる。
- 内部モデルを使用している保険会社は本調査に参加することが期待されている。

**インプリケーション：**本調査結果が、保険監督者国際機構（IAIS）において開発中の保険資本基準（ICS）にも何らかの形で影響を与え得ることも考えられる。

（出所）EIOPA ‘Start of a European-wide comparative study on diversification in internal models’

## K: EIOPA、ORSA における気候変動シナリオの利用の監督に関する市中協議を開始（10月5日）

- 欧州保険・年金監督当局（EIOPA）は、2021年1月5日を期限として、「ORSAにおける気候変動シナリオの利用の監督に関する意見」にかかる市中協議を開始。本市中協議は、欧州委員会からの要請への回答として「保険会社は、ソルベンシーIIの資本規制では捉えることができない1年超の気候リスクを、そのガバナンスやリスク管理、ORSAにおいて勘案すべきである」と助言した、2019年の「ソルベンシーIIIにおけるサステナビリティに関する意見」に続くもの。
- EIOPAは、保険会社が気候変動に関連するリスクをフォワード・ルッキングに管理することを促し、長期的には欧州における監督のコンバージェンスを高めていくことが重要であると考えている。同市中協議文書では、保険会社による気候変動シナリオのORSAへの取込みをどのように監督すべきであることを示している。
- また、同市中協議文書は、シナリオの選択と実施に関する実務的なガイダンスも提供している。ガイダンス案が保険会社に求める事項には、以下のものなどが含まれる。
  - 短期および長期の気候変動リスクのORSAへの取込み
    - ・ ガバナンス、リスク管理およびORSAにおいて気候関連リスクを取り込むこと。



- ・ 短期的および長期的な気候変動リスクを評価すること。「長期」の期間は、現在のORSAが想定している時間軸よりも長いものとなり得る。
  - ・ 自社のビジネスにとって重要な気候変動リスクを特定すること。
  - ・ 定性的および定量的な分析によって、気候変動リスクに対するエクスポージャーの重要性を特定すること。
  - ・ 「気候変動は重大なリスクではない」と結論付ける場合には、そのような結論に至った理由を説明すること。
- 気候変動シナリオの範囲
- ・ 特定された重要なリスクについて十分に広範なストレス・テストやシナリオ分析を行うこと。
  - ・ 重要な気候変動リスクについて、少なくとも、①世界の気温の上昇が2°Cより低い、できれば1.5°Cより低い場合の気候変動リスクのシナリオ、②その上昇が2°Cを超える場合の気候変動リスクのシナリオについて分析すること。
- レポートニングと開示
- ・ ORSAレポートにおいて短期と長期の気候変動リスクの分析を行うこと。それには、気候変動リスクに対するすべての重要なエクスポージャーの概要、重要性の評価方法についての説明、「気候変動リスクは重要ではない」という結論に達する場合にはその根拠、重要なエクスポージャーのリスク評価において用いられた手法や主な前提条件、シナリオ分析の定量的および定性的な結果とそこから導かれる結論などを含む。
  - ・ 非財務情報の開示にかかる指令（NFRD）を受けた欧州委員会の気候関連情報の非財務報告に関するガイドラインに沿って気候関連の情報を開示すること。

**インプリケーション：**気候変動にかかる最近の議論や取組みの進展を勘案すると、監督当局が保険会社に対して気候変動のリスクや機会をORSAのプロセスの中で取り扱うよう求めることは自然な流れであると考えられる。ソルベンシー規制の第2および第3の柱における実務を通じて、気候変動への対応にかかるプラクティスやナレッジが蓄積されることが期待される。日本においても、欧州と同様の取組みが行われるものと思料される。

（出所） EIOPA ‘EIOPA consults on the supervision of the use of climate change scenarios in ORSA’

## L: 豪 APRA、新たな監督モデルを公開（10月6日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、銀行、保険会社および退職年金基金のリスクを評価するための新たな監督モデル「Supervision Risk and Intensity（SRI）」を公表。これは、これまで用いられていた「確率と影響の格付制度（Probability and Impact Rating System: PAIRS）」と「監督と対応にかかる制度（Supervisory Oversight and Response System: SOARS）」に置き換わる。その移行は2020年10月に開始され、2021年6月までに完了する。
- APRAは、SRIを、金融機関のシステム上の重要性とリスクの水準を評価し、その結果に基づき、監督上の対応のアプローチや強度を検討するためのツールであると位置づけている。SRIモデルの特徴の一つは、ノン・ファイナンシャル・リスクをより多く取り込んでいること。また、再建と破綻処理（recovery and resolution）にかかる事項も盛り込まれている。
- SRIの概要は以下のとおり。
  - 金融機関は、規模、相互関連性、代替可能性、複雑性、重要な機能、破綻処理可能性の観点から、Tier 1（大きなシステムック・インパクトを持つ）、Tier 2（システムック・インパクトを持つ）、Tier 3（システムック・インパクトがほぼない）、Tier 4（システムック・インパクトがない）の4つに分類される。

- Tier 4の金融機関は、グロス・リスク、ガバナンスおよびリスク管理、金融レジリエンスの各カテゴリーについて、Tier 1から3の金融機関は、各カテゴリーのさらに詳細なコア・カテゴリー・ベース（例えば、金融レジリエンスであれば、資本、流動性、破綻処理可能性など）で、Tier 1および2金融機関は、より深度のあるサブ・カテゴリー・ベースで、それぞれリスク評価が行われる。
- 再建可能性（recoverability）は、金融レジリエンスのカテゴリーにおける評価ポイントの一つ。ストレス・イベントへの準備状況やソルベンシーの回復能力が評価される。効果的な再建計画が金融機関の金融レジリエンスにとって重要となる。

インプリケーション：APRAはシステムティックな監督枠組みの構築と運用において先進的な取り組みを行っている監督当局の一つであると考えられ、日本としても学ぶところは多くあるものと思料される。その他、今般の改訂に際して、再建と破綻処理が明示されたことは注目に値する。これは、一つの保険会社をIAIGとして指定したこと（記事P）とも関係するものであると考えられる。

（出所）APRA ‘APRA begins roll-out of new Supervision Risk and Intensity Model

## M: 星 MAS、保険募集において障がい者への差別を禁止するガイドラインを策定中（10月6日）

- シンガポール金融管理局（MAS）と社会・家庭発展省（Ministry of Social and Family Development: MSF）は、ネット・メディアに掲載された、保険会社による障がい者に対する差別に関する記事について、共同で回答を公表した。その概要は以下のとおり。
  - シンガポール政府は、国連の障害者の権利に関する条約（United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities: UNCRPD）の原則に合意しており、MASとMSFは、同原則を民間保険会社向けのガイドラインに取り込むべく、業界とも協議をしつつ、取り組んでいる。同ガイドラインは、2021年6月までに最終化される予定である。同ガイドラインは施行されていないが、保険業界は、すべての顧客を公平に扱うという役割を認識している。
  - 保険会社は、保険料の設定や保障の範囲を決定する際、顧客がもたらすリスクを評価しており、病歴や健康状態、障がいもたらす健康リスクは検討の対象となる要素である。保険会社は、自閉症を持つ者についても同様の評価を適用しており、自閉症の程度が深刻ではなく、サポートの必要性が低い場合には、追加の保険料を徴収することなく、あるいは、除外することなく、保障を提供している。
  - シンガポールでは、自閉症やダウン症患者のための個人傷害保険、障がいなどの条件を持つ者に対する旅行保険、介護者のための保険など、障がい者向けに作られた様々な保険がある。同ガイドラインの発効により、我々は「すべての者と障がいを持つ者のニーズを大切にする社会」という政府のビジョンに近づくこととなる。

インプリケーション：金融庁が公表している「金融行政とSDGs」（2018年12月に公表、直近では2020年1月に更新。）では、SDGsの一環として障がい者に対する取り組みについても言及しているほか、障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査を実施し、その結果を（直近では2020年9月に）公表している。また、2020事務年度の金融行政方針においても、障がい者を含む、利用者目線に立った金融サービスの提供を重要な課題の一つとして取り上げている。例えば、日本では、2006年から2015年の間に、児童生徒の自閉症スペクトラムは約3.1倍、注意欠陥多動性障害は約6.3倍、学習障害は約8倍に増えているなど、障がいを持つ方に対して金融サービスを適切に提供する重要性はより一層増してくるものと考えられる。

（出所）MAS ‘Joint Response on Disability Insurance Coverage - The Straits Times, 17 and 19 September 2020 by MAS and MSF’

## N: EIOPA、保険商品の管理とガバナンスの監督アプローチを明確化（10月8日）

- 欧州保険・年金監督当局（EIOPA）は、保険商品の管理とガバナンス（Product Oversight and Governance: POG）にかかる規制に対する監督アプローチを明確化した。POG監督の主な目的は、顧客中心のアプローチが実務において採られていることを確保すること。
- 保険商品の開発者や販売者は、その方針やプロセスにおいて、自社のビジネス・モデル、商品の複雑さ、ターゲット市場の特性を考慮に入れる必要がある。監督当局は、保険会社や保険商品の販売者が、それぞれの商品のターゲット市場を適切に定義しているか、商品テストがそれぞれの商品の公平さや価値を十分に評価しているか、販売戦略において顧客本位の商品設計や承認、販売プロセスをどのように確保しているか、などにフォーカスして監督する。

（出所）EIOPA ‘Effective supervision of product oversight and governance crucial for driving good outcomes for consumers’

## O: EIOPA、ICTセキュリティとガバナンスに関するガイドラインを最終化（10月12日）

- 欧州保険・年金監督当局（EIOPA）は、2019年12月から2020年3月まで市中協議に付されていた「情報通信技術（ICT）セキュリティとガバナンスに関するガイドライン」を最終化した。本ガイドラインは、ソルベンシーII指令に規定されているオペレーショナル・リスクにかかる規制が、ICTセキュリティとガバナンスのケースにおいてどのように適用されるのかについて、監督当局と市場参加者にガイダンスを提供するもので、2021年7月から適用予定。
- 本ガイドラインの目的は、保険会社のデジタル・オペレーションのオペレーショナル・レジリエンスを高めることにある。それは、例えば、①情報やサイバー・セキュリティにかかる能力にかかる最低限の期待（すなわち、セキュリティ・ベースライン）に関して市場参加者に明確化や透明性を提供し、②潜在的な規制による裁定機会を回避し、③ICTセキュリティとガバナンスについて適用される期待やプロセスに関する監督上のコンバージェンスを促進すること、によって達成され得る。オペレーショナル・レジリエンスは、システムや保険契約者のデータを含む、保険会社のデジタル資産を保護するための鍵となる。
- 本ガイドラインには以下のものが含まれる。
  - ガバナンス・システム内のICT：管理、経営もしくは監督組織（Administrative, Management or Supervisory Body: AMSB）は、保険会社のガバナンス・システム、特に、リスク管理と内部統制システムが、ICTとセキュリティ・リスクを十分に管理していることを確保しなければならない。
  - ICT戦略：AMSBは、保険会社の文書化されたICT戦略を全体の事業戦略の文脈で設定し、承認するとともに、その実施について責任を有する。
  - リスク管理システムにおけるICTとセキュリティ・リスク：AMSBは、ICTおよびセキュリティ・リスクを保険会社の全体的なリスク管理システムの一部として管理するための効果的な制度を整備することに責任を有する。
  - 情報セキュリティ・ポリシーと施策：保険会社は、文書化された情報セキュリティ・ポリシーを整備しなければならない。そこでは、保険会社の情報の機密性、完全性および利用可能性を保護するためのハイレベルな原則や規則を設ける必要がある。
  - 論理的セキュリティ：保険会社は、論理的アクセス制御もしくは論理的セキュリティのための手続きを定義し、文書化し、実践しなければならない。

（出所）EIOPA ‘EIOPA finalises Guidelines on Information and Communication Technology Security and Governance’

## P: 豪 APRA、自国の監督基準を国際的な枠組みに整合させることを表明（10月12日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、必要に応じて、その健全性基準と実務をIAIS（保険監督者国際機構）のComFrame（国際的に活動する保険グループの監督ための共通の枠組み）に整合させることを宣言した。APRAは、オーストラリアの保険グループであるQBEに宛てたレターにおいて、以下のとおり述べている。
  - APRAは、自国の健全性基準とComFrameとの整合性を確保するために、慎重なアプローチを採る。また、APRAは、健全性基準を変更する場合には、通常の基準設定プロセスと同じく、市中協議を実施した上で行う。
  - APRAは、被規制保険会社を評価した結果、QBEはIAIGsの選定基準を満たしていると判断した。QBEは、IAIGに分類されたことから、今後、より進んだグループ監督を受けることとなる。また、QBEが事業を営んでいる25の国のほとんどがIAISのメンバー国であることから、APRAと他の国の保険監督当局との間における監督上の活動の協調を効果的かつ効率的なものとなることが期待される。

**インプリケーション：**APRAが自国の監督基準とIAISのComFrameとの整合性を確保すべく宣言したことは注目に値する。APRAが策定した新たな監督モデル（記事L）と併せてみれば、今後、保険会社の再建計画の策定に向けた取り組みも進展するものと考えられる。また、監督カレッジを通じた監督当局間の協力もさらに進むことが想定され、グローバルに活動する日本の保険会社にとっては、監督カレッジの重要性が増すものと思料される。

（出所）APRA ‘APRA announces alignment of supervisory standards within international framework and designation of QBE’

## Q: 仏 ACPR、保険会社のガバナンスに関するレポートを公表（10月12日）

- フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）は、「保険セクターにおける新たなガバナンス規制の実施」と題するレポートの英語版を公表。同レポートは、新たなガバナンス規制を導入して5年が経過した現状をレビューしたものの。以下の事項などがさらなる改善を要する事項として挙げられている。
  - 監督機関（supervisory body。取締役会、監査委員会など。）の役割と構成
    - ・ 保険会社は、ボード全体の専門性を定期的に評価すべき。また、それぞれのボード・メンバーの適格性は定期的に評価されるべき。
    - ・ ボードは、ORSAレビューにおいてより一層の役割を果たすべき。
  - 執行機能のより精緻な定義
    - ・ 執行と監督の明確な分離が必要。グループのヘッドや上場企業の場合、両者が分離していないことは容認されない。
  - 内部統制とリスク管理機能
    - ・ ORSAMechanismをスーパーバイザー・ボードの戦略的な意思決定や事業活動を管理するためのツールや手段としてより一層活用すべき。
    - ・ ストレス・テストの前提条件やシナリオの設定において自身のリスク・プロファイルをより勘案すべき。
    - ・ アウトソーシング（サード・パーティー）の管理により一層留意すべき。

**インプリケーション：**同レポートが改善を要する事項として挙げている点は、いずれも日本においても重要な点であると考えられる。

（出所）ACPR ‘Discussion papers publication: The implementation of new governance rules in the insurance sector: overview and outlook’

## R: IAIS と SIF、気候関連リスクの監督に関するアプリケーション・ペーパー案を公表（10月13日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）と持続可能な保険フォーラム（SIF）は、「保険セクターにおける気候関連リスクの監督に関するアプリケーション・ペーパー」案を市中協議に付した。なお、アプリケーション・ペーパーは、ICPsやComFrameなどのIAISの監督基準に関して、実例やケース・スタディなどの追加的な情報を提供するもので、その遵守が求められるものではない。
- 同ペーパーが対象とするのは、ICP 9（監督上のレビューとレポート）、ICP 7（コーポレート・ガバナンス）、ICP 8および16（リスク管理）、ICP 15（投資）、ICP 20（ディスクロージャー）。なお、ICP 14および17（評価と資本要件）、ICP 19（コンダクト）、ICP 24（マクロprudential監督）は今回のペーパーの対象ではないものの、関連する分野として、将来的に取り扱われる可能性も示唆。
- 同ペーパーの概要は以下のとおり。
  - ICP 9関連：監督当局は、気候関連のリスク管理にかかる定性的な情報や物理的リスク、移行リスク、賠償責任リスクへのエクスポージャーに関する定量的な情報を有すべき。
  - ICP 7関連：保険会社は、気候関連リスクを、その年間財務計画や長期戦略計画のプロセスに組み込み、また、評価すべき。取締役会およびその委員会は、気候関連のリスクを適切に理解し、また、議論する機会を有すべき。
  - ICP 8関連：気候関連のリスクおよび他のリスクとの相互関係を特定し、モニターし、評価し、管理するため、保険会社は、信頼できる定量的および定性的データを収集するためのツールを開発すべき。コントロール機能は、気候関連のリスクを適切に勘案すべき。
  - ICP 16関連：保険会社は、気候関連のリスクの評価やモニタリングが保険引受のプロセスにどのように組み込まれているかにかかる内部のガイダンスを有すべき。監督当局は、保険引受方針において気候関連のリスクを検討するよう保険会社に求めるべき。監督当局は、保険会社が気候変動によって生じるすべての重大な物理的リスク、移行リスク、賠償責任リスクをORSAプロセスで検討するとともに、特定されたリスクを緩和するための適切な措置を講じるよう求めるべき。
  - ICP 15関連：保険会社は、投資ポートフォリオを構築する際、気候変動によって受ける影響を勘案すべき。
  - ICP 20関連：保険会社は、自身のリスク・プロファイルが気候関連のリスクにどの程度影響を受けるか開示すべき。また、気候関連のリスクと機会の評価に用いた手法を開示すべき。

**インプリケーション：**本ペーパーはアプリケーション・ペーパーという位置づけではあるものの、現時点における各保険会社の取組みの状況を踏まえると、その内容は非常にアンビシャスであるという印象を受ける。したがって、これらが直ちに国際的な監督のスタンダードとはならないものと思われる。他方で、中期的には、本ペーパーが示す方向に向けて取組みを進めていくことが重要であると考えられる。

（出所）IAIS ‘Public Consultation: Draft Application Paper on the Supervision of Climate-related Risks in the Insurance Sector’

## 執筆者

**小林 晋也 / Shinya Kobayashi**

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事A、M)**

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**丹波 俊明 / Toshiaki Tamba (記事C、H)**

マネジャー

Japanese Services Group

Deloitte LLP (ロンドンオフィス)

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001